

## 令和4年度中核機関の活動報告

### 1 概要・体制

令和4年3月に樹立した船橋市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、令和4年4月より権利擁護支援の中核を担う機関を、市の直営として地域包括ケア推進課内に設置しました。

社会福祉士2名体制で、相談支援や研修の企画など、下記活動報告のとおり事業の実施を行っております。

### 2 中核機関の名称について（船橋市権利擁護サポートセンター）

権利擁護支援を推進する機関の名称として、これまで国の計画等で用いられている「中核機関」という言葉を便宜的に用いてきましたが、権利擁護支援の推進をより推し進めるため、市民に対しても分かりやすい窓口を明示する必要があることから、令和5年4月から中核機関の名称を「船橋市権利擁護サポートセンター」としました。地域包括ケア推進課に案内板を掲げています。



### 3 令和4年度の活動報告について

#### (1) 広報・啓発活動

- ・市民向け講演会 2回
  - 1 1月5日 「成年後見制度と家族信託」 68名参加
  - 2 2月4日 「成年後見制度と相続・遺言～将来の自分・家族のために～」 74名参加
- ・地域ケア会議へ出席し、権利擁護や中核機関の周知啓発を実施  
(新高根・芝山地区、湊町地区、二和地区、八木が谷地区)
- ・ケアマネジャーの研修にて権利擁護事業や中核機関の説明を実施（8月23日）

令和5年2月4日開催  
市民向け講演会チラシ

船橋市主催 無料講演  
令和4年度 第2回成年後見制度講演会

学んでみませんか？  
弁護士が教える

## 成年後見制度と相続・遺言

～将来の自分・家族のために～

自分で動けないときの財産管理や手続きはどうしたらいいのか、判断力に不安がある、亡くなった後、家族に負担はかからないか・・・制度を知って、もしもの時のために準備してみませんか。  
後見制度の利用を検討中の方、将来に備えたいとお考えの方に弁護士がご説明します。

法定後見制度  
任意後見制度  
相続・遺言  
等

1. 日 時 令和5年2月4日（土）  
午後3時から午後4時30分

2. 場 所 中央公民館 6階講堂（船橋市本町2-2-5 市民文化ホールとなり）  
（J R船橋駅から徒歩約7分、または京成船橋駅から徒歩約5分）  
※公共交通機関をご利用ください。

3. 講 師 南川 麻由子 氏（弁護士）

4. 入 場 料 無 料

5. 定 員 先着 70人（1月4日（水）より受付を開始します）  
→電話またはFAX（裏面申込書）でお申し込みください。

※ 定員（1歳～就学前、定員5人）・手配遅延・要約筆記など希望の方は、1月25日（水）までにお申し込みください。

感染症対策としてマスクの着用・手指消毒・検温をお願いしております

※ 同日、午後1時より同会場にて、認知症サポーター養成講座も開催いたしますので、是非ご参加ください。

<お申込み・お問い合わせ>  
船橋市役所 地域包括ケア推進課  
〒273-8501 船橋市本町2-10-25  
電話047-436-2558 FAX047-436-2885

(2) 相談実績（中核機関相談件数）（表 1）

合計（延べ件数）	148
実人数	111

【相談の内訳】

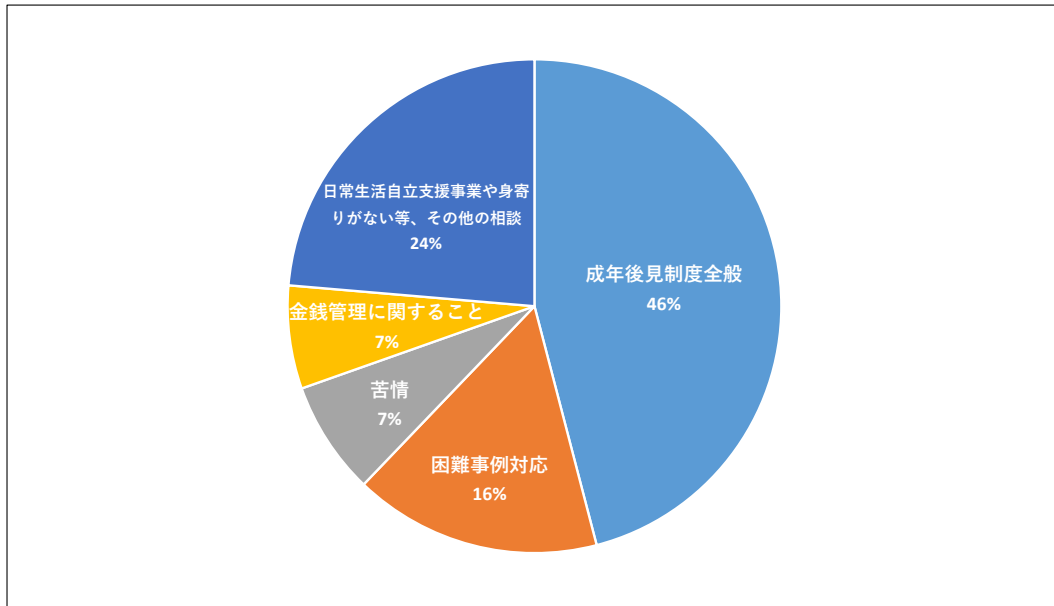
相談者種別（表 1－2）

1	本人	21
2	家族	27
3	成年後見人等	12
4	相談機関（高齢者）	66
5	相談機関（障害者）	1
6	相談機関（その他）	2
7	行政	6
8	医療機関	3
9	社会福祉協議会	4
10	地域住民	1
11	その他	5
	合計	148

相談種別（表 1－3）

1	金銭管理	10
2	契約関係	1
3	日常生活自立支援事業	5
4	任意後見制度	5
5	成年後見制度（制度案内）	23
6	成年後見制度（申立て支援）	8
7	成年後見制度（市長申立て）	20
8	成年後見制度（生活困窮・その他）	12
9	困難事例対応	24
10	終活・身寄りがない	6
11	セルフネグレクト	5
12	広報	2
13	苦情	11
14	その他	16
	合計	148

相談種別の割合（表1-3-1）



### （3）研修の実施

専門職研修「権利擁護の相談支援における視点」（10月19日実施）

一次相談機関向け（市役所関係各課、地域包括支援センター、障害者総合相談窓口等）

### （4）事例検討会議について

- 権利擁護支援定例会議 年4回実施

（10ケース検討 成年後見申立ての判断、地域での見守り事例など）

- 専門職相談（臨時の専門職による助言を行う事業） 年3回実施

（アドバイザーは全て弁護士 相談者は包括2件、後見人1件）